

工場之ハ労働半ニシテ適走ニシテ其ノ折立ヲ能ニセズ
ハ事務員ニ請レ其ノ不祥意ヲ請イ事務員ニ亦責任上致意シ難
ク何テ工場之ヲ擧レ出シテ解決セシムヘキコトヲ擧ヒハ方ニ
捜査ス
故ニ工場之ハ労働院任、工場主任之ハ家ノノコニシテ
心才第4シ

(注)

5. 11. 26

労務第四二三二第

昭和五年十一月二十二日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿
大阪神奈川各府縣長官 殿

中村ケラニツト商會労働爭議ニ関スル件 (第四報リ解決)
既報標記労働爭議ハ本月十八日午前十時ヨリ労資双方当座調停
課ニ出頭調停幹途ノ結果左記条件ニテ圓滿解決セリ

訖

解決条件

一 罰金ハ昭和五年一月以降ノ分ハ返金スルコト